

# ご契約いただく保険の内容

(お支払いする保険金の種類については「[お支払いする保険金の種類と内容 PDF](#)」をご覧ください。)

## 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いできない主な場合」に該当する場合には保険金をお支払いできませんので、あわせてご確認ください。

### 身体の障害・財物の損壊に関する事項

日本国内で発生した記名被保険者(保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。以下同じです。)の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間(保険期間)中に発生した他人の身体の障害(注1)または財物の損壊(注2)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害のうち、次の1.から3.までに掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1)人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)

(注2)有体物の滅失、損傷または汚損(以下これらを「損傷等」といいます。)です。受託物危険については紛失、盗取および詐取を含みます。またこれらに起因するその有体物が使用できないことによる被害(以下「使用不能」といいます。)を含みます。(以下同じです。)

**1.施設・業務遂行危険**  
次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、「2.製造物・完成作業危険」および「3.受託物危険」に起因する損害を除きます。  
①「記名被保険者の業務」の遂行に起因する損害 ②「記名被保険者が所有、使用または管理する施設」に起因する損害  
【ご注意】W(ワイルド)の場合、損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能に起因する損害に対しても、保険金をお支払いします。

**2.製造物・完成作業危険**  
次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。  
①「記名被保険者の製造物」に起因する損害 ②「記名被保険者の作業の結果」に起因する損害  
【ご注意】W(ワイルド)の場合、次の(1)または(2)に掲げる損害に対しても、保険金をお支払いします。  
(1)次の①または②により、損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能に起因する損害  
①記名被保険者の製造物または完成もしくは引き渡された記名被保険者の作業の結果(以下これらを「製造物等」といいます。)が意図する用途に使用された後に、製造物等に急激かつ偶然な事故による損傷等が生じたこと。  
②記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業に使用された材料の欠陥  
(2)製造物等自体に発生した財物の損壊に起因する損害。ただし、次の①または②の場合に限り、  
①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または他の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合  
②記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業に使用された材料などの欠陥が身体の障害または他の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

**3.受託物危険**  
(受託自動車危険を含みます。)  
被保険者が占有、使用または管理する次の①から④までの他人の財物(以下「受託物」といいます。)に発生した財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託物について正当な権利を有する方に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限り、  
①被保険者が借用(所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。)または保管している財物  
②記名被保険者が販売または作業を加えることを目的として被保険者の施設内にある財物  
③記名被保険者によって行われる作業に使用される(または使用された)材料もしくは部品または据え付けられる(または据え付けられた)装置もしくは設備  
④記名被保険者によって行われる作業の対象物のうち、まさに作業を行っている最小単位部分(ただし、設備工事または既設建物の改修、改築もしくは増設工事の場合には、受託物とみなしません。)  
【ご注意】E(エンボス)の場合、損傷等の有無にかかわらず、受託物の使用不能に起因する損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

### 人格権侵害・宣伝障害に関する事項 W(ワイルド)の場合のみ対象となります。

ご契約期間(保険期間)中の記名被保険者の業務上の行為に起因して日本国内で発生した人格権侵害(注3)または宣伝障害(注4)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注3)人格権侵害とは、次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害(注4)以外のものをいいます。

- ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による、他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害

(注4)宣伝障害とは、商品、製品またはサービスの宣伝に関する次の①から③までに掲げるいずれかの行為に起因する障害をいいます。

- ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による、他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
- ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害
- ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

【ご注意】個人情報が漏洩したことまたはそのおそれが発生したことは、人格権侵害または宣伝障害に含まれません。

## オプション option

### ●受託不動産危険補償特約

記名被保険者が業務のために日本国内で賃借する建物(居住の用に供するための建物を除きます。以下「受託不動産」といいます。)に発生した財物の損壊について、被保険者がその受託不動産の貸主に対して損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

### ●食中毒・感染症危険利益補償特約

ご契約期間(保険期間)中に日本国内で発生した次の①から③までに掲げる事故により、営業が休止または阻害されたために生じた記名被保険者の損失に対して、保険金をお支払いします。ただし、①および②については、法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、  
①記名被保険者の営業施設(以下「営業施設」といいます。)における食中毒の発生または営業施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生  
②営業施設における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症(以下「特定感染症」といいます。)の発生  
③営業施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他行政機関による営業施設の消毒その他の措置

## 保険金をお支払いできない主な場合

### <身体の障害・財物の損壊に関する事項の共通事由>

- (1)ご契約者または被保険者の故意
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- (3)放射線照射または放射能汚染
- (4)環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。
- (5)地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- (6)アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故
- (7)医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- (8)約定または合意によって加重された損害賠償責任
- (9)被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- (10)記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任
- (11)記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (12)記名被保険者の下請負人の役員または従業員がその下請負人の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (13)損傷等の発生していない財物の使用不能のうち、約定または合意に基づく債務の履行不能または履行遅滞によるもの

など

### 【施設・業務遂行危険に関する固有事由】

- (1)航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。以下同じです。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の①から③までのいずれかの場合はお支払いの対象となります。
  - ①貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故
  - ②記名被保険者が所有または賃借する施設内にある車両に起因する事故
  - ③工事現場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する事故。なお、建設用工作車にはダンプカーを含みません。
- (2)施設外にある船舶(艇長が8m未満かつ有料で人および物の運搬に使用しないものは除きます。)の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、①から③までのいずれかの場合はお支払いの対象となります。
  - ①貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故
  - ②工事現場内にある船舶および工事に使用されている間の船舶に起因する事故
  - ③施設に接岸中の船舶に起因する事故
- (3)塵埃または騒音に起因する事故
- (4)基礎工事、地下工事または土地の掘削工事に起因する次の①から③までの財物の損壊
  - ①土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、収容物、付属物、植物、土地の財物の損壊
  - ②土地の軟弱化、土砂の流出、流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物または土地の財物の損壊
  - ③地下水の増減に起因する財物の損壊
- (5)記名被保険者の施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊
- (6)石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- (7)記名被保険者が共同施工方式で行う共同企業体(JV)の構成員となる場合において、その共同企業体が行う工事に起因する損害

など

<p><b>【製造物・完成作業危険に関する固有事由】</b></p> <p>(1)被保険者の故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業の結果に起因する事故</p> <p>(2)製造物等自体の財物の損壊</p> <p>【ご注意】ワイドプランの場合、次の①または②の場合はお支払いの対象となります。</p> <p>①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または他の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合</p> <p>②記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業に使用された材料などの欠陥が身体の障害または他の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合</p> <p>(3)回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(4)医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、食品などが意図する効能を発揮できなかったことによって発生した身体の障害</p> <p>など</p> <p><b>【受託物危険(受託自動車危険を含みます。)]に関する固有事由】</b></p> <p>(1)ご契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取</p> <p>(2)被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊</p> <p>(3)貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託物に発生した財物の損壊</p> <p>(4)受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴、腐敗、変質、変色、錆、汗濡れその他類似の事由または鼠食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊</p> <p>(5)原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊</p> <p>(6)屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などに起因して受託物に発生した財物の損壊</p> <p>(7)受託物である自動車の加工ミス、修理ミス、仕上不良などによりその自動車に発生した財物の損壊。ただし、これらによって火災または爆発が発生した場合はお支払いの対象となります。</p> <p>(8)受託物である自動車、車両、船舶または航空機の無資格運転または酒酔い運転中の事故</p> <p>(9)被保険者の賃借する不動産に発生した財物の損壊</p> <p>【ご注意】オプション「受託不動産危険補償特約」をセットいただくことによりお支払いの対象となります。</p> <p>(10)被保険者が第三者に販売または提供の目的で受託した自動車の財物の損壊</p> <p>(11)損傷等のない受託物の使用不能</p> <p>【ご注意】エコノミープランの場合は、損傷等の有無にかかわらずお支払いの対象なりません。</p> <p>(12)記名被保険者が共同施工方式で行う共同企業体(JV)の構成員となる場合において、その共同企業体が行う工事に起因する損害</p> <p>など</p>	<p><b>＜人格権侵害・宣伝障害に関する事項の共通事由＞</b></p> <p>(1)被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)</p> <p>(2)採用、雇用または解雇に関する行為</p> <p>(3)最初の不当行為がご契約期間(保険期間)が開始する前になされ、その継続または反復として行われた行為</p> <p>(4)不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為</p> <p>(5)広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為</p> <p>など</p> <p><b>【宣伝障害に関する事項の固有事由】</b></p> <p>(1)契約違反</p> <p>(2)宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しないこと</p> <p>(3)商品、製品またはサービスの価格表示の誤り</p> <p>など</p> <p><b>＜第三者医療費用に関する事由＞</b></p> <p>(1)＜身体の障害・財物の損壊に関する事項の共通事由＞の(1)から(7)まで、【施設・業務遂行危険に関する固有事由】の(1)から(3)までの事由</p> <p>(2)医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>(3)被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為</p> <p>(4)被害者の心神喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置</p> <p>(5)記名被保険者の施設を継続的に占有している者(ビルに常駐している警備員など)またはその者の業務の従事者の身体の障害</p> <p>(6)運動競技に参加している者が被った身体の障害</p> <p>など</p> <p><b>＜受託不動産危険補償特約に関する事由＞</b></p> <p>(1)＜身体の障害・財物の損壊に関する事項の共通事由＞の(1)から(9)、(11)、【受託物危険(受託自動車危険を含みます。)]に関する固有事由】の(1)から(6)、(11)、(12)の事由</p> <p>(2)受託不動産の改築、増築、取りこわしなどの工事に起因する損害</p> <p>(3)汚損、擦り傷、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、受託不動産の機能に直接影響のない財物の損壊</p> <p>(4)被保険者が受託不動産を貸主に引き渡した後に発見された財物の損壊</p> <p>など</p> <p><b>＜食中毒・感染症危険利益補償特約に関する事由＞</b></p> <p>(1)＜身体の障害・財物の損壊に関する事項の共通事由＞の(2)から(5)までの事由</p> <p>(2)ご契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(3)被保険者の故意または重大な過失による法令違反</p> <p>(4)労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱</p> <p>(5)脅迫または恐喝などの目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為</p> <p>など</p>
--	---

次の業務の場合には、補償内容が一部異なります。

<p><b>旅館業</b></p>	<p>1. 受託物である現金・貴重品(注5)に発生した財物の損壊に起因する損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、次の金額がお支払いの限度額となります。</p> <p>    帳場保管の物: 被害者1名につき10万円限度(注6)</p> <p>    上記以外: 被害者1名につき3万円限度(注6)</p> <p>2. 客の自動車内にある財物に発生した財物の損壊に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
<p><b>社会福祉事業</b></p> <p><b>居宅サービス事業</b></p> <p><b>居宅介護支援事業</b></p>	<p>1. 受託物である現金・貴重品(注5)に発生した財物の損壊に起因する損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、次の金額がお支払いの限度額となります。</p> <p>    被害者1名につきご契約期間(保険期間)を通じて10万円限度(注6)</p> <p>2. 居宅介護支援事業の場合において、被保険者(注7)が居宅介護支援事業として行った行為に起因して発生したサービス利用者の経済損害(注8)について、被保険者(注7)に対してご契約期間(保険期間)中に損害賠償請求がなされたことにより被保険者(注7)が被る損害に対しても保険金をお支払いします。</p> <p>    ご契約期間(保険期間)を通じて100万円限度(注6)</p>
<p><b>運送業</b></p> <p><b>梱包業</b></p> <p><b>倉庫業</b></p>	<p>前記「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の①から③までのいずれかの事故により受託物に発生した財物の損壊に起因する損害に対しても、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者が所有または賃借する施設外で管理されている間の事故</p> <p>②冷凍装置または冷蔵装置の破壊、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化による事故</p> <p>③冷凍装置または冷蔵装置からの冷媒などの溢出または漏出による事故</p>
<p><b>ビルメンテナンス業</b></p>	<p>ビルメンテナンス対象物(注9)に発生した紛失、盗取および詐取による損害は、保険金のお支払いの対象なりません。</p>

(注5) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。

(注6) この限度額は、損害賠償金、損害防止費用および権利保全費用の合計額です。その他の保険金については、「お支払いする保険金の種類と内容 PDF」をご覧ください。

(注7) 記名被保険者である指定居宅介護支援事業者およびその従業員に限ります。

(注8) 経済損害とは、身体の障害、財物の損壊、人格権侵害および宣伝障害以外の他人の財産上の損害をいいます。

(例) ●要介護認定の申請代行を失念した結果、介護給付が受けられなかったことによる損害

●ケアプランの作成ミスにより、本来受けられるべき介護給付より劣る内容の給付しか受けられなかったためにサービス利用者が自己負担した差額分

(注9) ビルメンテナンス契約書に記載されたビルメンテナンス対象施設および対象施設内にある財物をいいます。(他人から借用した工具、機械、支給材などを除きます。)